



証券コード:3891



「清流 仁淀川川

第92回 定時株主総会

招集ご通知

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事前にインターネット または書面(郵送)により議決権をご行使いただき、当日のご来場は 見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申しあ げます。

当日のご来場を検討されている株主さまにおかれましては、感染の流行状況やご自身の体調にご留意いただき、会場における感染予防のための措置へのご協力もお願い申しあげます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト(https://www.kodoshi.co.jp/)にてお知らせいたします。

インターネットまたは書面(郵送)による議決権行使期限

2022年6月21日 (火曜日)

午後4時30分まで

開催日時

2022年6月22日 (水曜日) 午前10時

• 開催場所

高知県高知市春野町西分340番地 高知市春野文化ホール ピアステージ (末尾の会場のご案内をご参照ください。)

🙀 決議事項

第1号議案 **剰余金処分の件** 第2号議案 **定款一部変更の件** 第3号議案 **取締役6名選任の件**

証券コード:3891 2022年5月31日

高知県高知市春野町弘岡上648番地

ニッポン高度紙工業株式会社

代表取締役社長 近森 俊二

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面(郵送)により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使についてのご案内に従い、2022年6月21日(火曜日)午後4時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1 日 時 2022年6月22日 (水曜日) 午前10時
- 2 場 所 高知県高知市春野町西分340番地 高知市春野文化ホール ピアステージ (末尾の会場のご案内をご参照ください。)

3 目的事項

報告事項

- 1. 第92期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第92期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ●次の事項につきましては、法令および当社定款第13条の規定にもとづき、当社ウェブサイト (https://www.kodoshi.co.jp/) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表

従って、本招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して 監査した連結計算書類または計算書類の一部であります。

● 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにおいて掲載いたしますので、ご了承ください。

議決権行使についてのご案内

下記のいずれかの方法にて議決権の行使をお願い申しあげます。



インターネットで 議決権を**行使**する場合

次ページのご案内に従って、議案に対する 賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月21日 (火曜日) 午後4時30分入力完了分まで



議決権行使書を 郵送する場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご記入いただき、ご返送ください。

行使期限

2022年6月21日 (火曜日) 午後4時30分までに到着

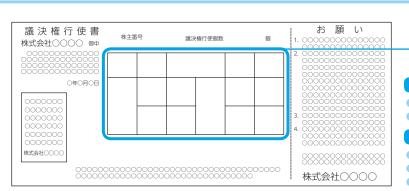


株主総会に 出席する場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただ き、会場受付にてご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月22日 (水曜日) 午前10時



こちらに議案の 賛否をご記入ください

第①②号議案

- [賛] の欄に〇印 ● 賛成の場合
- 否認の場合 [否] の欄に○印

第 ③ 号議案

- 全員賛成の場合 【賛】 の欄に○印
- 一部候補者の 否認の場合



否認する候補者の 番号をご記入くだ さい。

※議案につき賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

スマートフォンで 招集ご通知の主要なコンテンツを ご覧いただけます。

https://p.sokai.jp/3891/





インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル **0120-768-524**

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な 議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に おこなわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主のみなさまへの適切な利益還元を重要な政策と位置づけるとともに、お客さまへの安定供給体制を確保し、積極的な研究開発および生産設備投資のための内部留保の充実をはかることを基本方針といたしております。

上記方針および当事業年度の業績等を勘案しつつ、普通配当を安定的に維持するべく、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、以下のとおり1株につき15円(記念配当3円含む)といたしたいと存じます。これにより、中間配当金15円(記念配当3円含む)を加えた年間配当金は、1株につき30円となります。



配当財産の種類

金銭

2

配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

> 当社普通株式1株につき **金15円**

配当総額 161,424,975円

3

剰余金の配当が 効力を生ずる日

2022年6月23日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会) の開催が認められたことに伴い、定款第11条第2項を追加するものであります。

当社は、感染拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が判断したときは、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、所要の変更をいたしたいと存じます。

なお、第11条第2項の定款変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第13条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

	(下線は変更部分であります。
現行定款	変更案
(招集 <u>の時期</u>)	(招集)
第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に	第11条 (現行どおり)
これを招集し、臨時株主総会は、必要が	
あるときに随時これを招集する。	
(新 設)	2. 当会社は、感染拡大または天災地変の発生等によ
	り、場所の定めのある株主総会を開催すること
	が、株主の利益にも照らして適切でないと取締役
	会が決定したときは、株主総会を場所の定めのな
	い株主総会とすることができる。
(株主総会参考書類等のインターネット開示と	(削 除)
<u>みなし提供)</u>	
第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株	
主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計	
算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報	
を、法務省令に定めるところに従いインターネッ	
トを利用する方法で開示することにより、株主に	
対して提供したものとみなすことができる。	
(新 設)	(電子提供措置等)
	第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会
	参考書類等の内容である情報について、電子提供
	措置をとるものとする。

現行定款	変更案
	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のう
	<u>ち法務省令で定めるものの全部または一</u>
	部について、議決権の基準日までに書面
	交付請求した株主に対して交付する書面
	<u>に記載しないことができる。</u>
(新 設)	附則
	現行定款第13条(株主総会参考書類等の
	インターネット開示とみなし提供)の削
	除及び変更案第13条(電子提供措置等)
	の新設は、会社法の一部を改正する法律
	(令和元年法律第70号)附則第1条ただ
	<u>し書きに規定する改正規定の施行の日</u>
	_(以下「施行日」という。)から効力を
	生ずるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6
	か月以内の日を株主総会の日とする株主
	総会については、現行定款第13条(株主
	総会参考書類等のインターネット開示と
	みなし提供) はなお効力を有する。
	3. 本附則は、施行日から6か月を経過した
	日または前項の株主総会の日から3か月
	<u>を経過した日のいずれか遅い日後にこれ</u>
	を削除する。

第3号議案

取締役6名選任の件

現任の取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となるため、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号		略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
		1991年10月 当社入社 2002年8月 NIPPON KODOSHI KOGYO(MALAYSIA)SDN. BHD. DIRECTOR	
	でま おか とし のり 山 岡 俊 則	2005年 4 月 当社管理本部長 2005年 6 月 当社取締役	
	(1953年8月3日生)	当社執行役員	84,863株
1	再任	2009年 6 月 当社常務執行役員 2012年 3 月 当社営業本部長	
•		2015年 6 月 当社代表取締役社長	
		当社社長執行役員 2021年 6 月 当社取締役会長(現任)	
	取締役候補者とした理由		
	山岡俊則氏は、代表取締	役社長を6年にわたり務めたのち、取締役会長として1年間、当社および	当社グループの企

山岡俊則氏は、代表取締役社長を6年にわたり務めたのち、取締役会長として1年間、当社および当社グループの企業価値向上に尽力しております。今後も、同氏の豊富な経験と高い知見により、当社グループ全体のさらなる成長と企業価値向上に貢献することが期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番 号	氏 常 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
2	きか もり しゅん じ 近 森 俊 二 (1957年5月1日生) 再任	1981年3月 当社入社 2005年3月 当社デバイス技術兼営業部長 2010年1月 蘇州萬旭光電通信有限公司 総経理(出向) 2013年6月 当社管理本部長 当社列行役員 2015年6月 当社取締役 当社コンプライアンス担当執行役員 2015年8月 NIPPON KODOSHI KOGYO(MALAYSIA)SDN. BHD. DIRECTOR (現任) 2017年6月 当社常務執行役員 2019年6月 当社常務執行役員 2019年6月 当社常務執行役員 2019年6月 当社管理部門統括 2021年6月 当社代表取締役社長(現任) 当社社長執行役員(現任) (重要な兼職の状況) NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN.BHD. DIRECTOR	10,178株
	取締役候補者とした理由		

近森俊二氏は、現在代表取締役社長として当社および当社グループを統括しており、今後のさらなる発展に向けた経営戦略の策定・推進役として強力なリーダーシップを発揮できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番 号	所 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
3	や た ベ たっ し 矢田部 達 志 (1972年7月17日生) <mark>再任</mark>	1996年 4 月 当社入社 2017年 3 月 当社営業本部営業部長代理 2020年 3 月 当社営業本部営業部長 2020年 6 月 当社取締役 (現任) 当社執行役員 (現任) 当社営業部門統括 (現任) 2020年 7 月 NIPPON KODOSHI KOGYO(MALAYSIA)SDN. BHD. DIRECTOR (現任) 2021年 6 月 当社コンプライアンス担当執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN.BHD. DIRECTOR	1,641株
	おります。営業部門におい	来長年にわたり営業業務に携わり、現在は同部門の統括者としてリーダー ての経験や幅広い知見、またその若い力を当社の経営に活かすことにより 人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
4	たか はし ひき はる 高 橋 寿 明 (1964年2月18日生) 再任	1986年 3 月 当社入社 2017年 3 月 当社管理本部管理部長 2021年 6 月 当社取締役(現任) 当社執行役員(現任) 当社管理部門統括(現任)	2,420株
_	し、当社の企業価値向上に	受年にわたり事業部門に携わった経験を有し、現在は取締役執行役員とし 受力しております。今後もその豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反 て選任をお願いするものであります。	

候補者番 号	氏	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 の 数
5	岩城孝章氏は、長年にわ	1978年8月 高知県庁入庁 2009年4月 同庁産業振興推進部長 2012年1月 高知県副知事 2021年6月 当社取締役(現任) 高知空港ビル株式会社 代表取締役社長(現任) 2021年11月 株式会社技研製作所 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 高知空港ビル株式会社代表取締役社長 ・理由および期待される役割の概要 たる行政機関における経験から豊富な知見を有しており、客観性かつ透明言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願い	
6	### ままま ままま	1977年 4 月 四国電力株式会社入社 2011年 6 月 同社執行役員経理部長 2018年 6 月 株式会社四電工専務取締役 2020年 6 月 同社非常勤顧問 2021年 6 月 当社取締役(現任)	一株
	岡崎明氏は、経理・財務	・ 理由および期待される役割の概要 および会社経営に関する豊富な知見を有しており、客観性かつ透明性をも いただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするもの	

行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 岩城孝章、岡崎明の両氏は、社外取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 当社は、会社法第427条第1項の規定にもとづき、山岡俊則、岩城孝章および岡崎明の3氏との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定 する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、3氏 の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。
 - 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定にもとづく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が 業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、保険契約上で定められ た免責事中に該当するものを除く)。なお、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合 は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 5. 岩城孝章、岡崎明の両氏は、東京証券取引所の定めにもとづく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。
 - 6. 岩城孝章、岡崎明の両氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

取締役候補者の専門性と経験(スキルマトリクス)

取締役候補者の専門性と経験は、次のとおりであります。

	経営	技術	営業	財務	ICT	法務	ESG	SCM	人財
山岡 俊則 (68) 取締役会長	0		0	0		0	0		
近森 俊二 (65) 代表取締役社長	0	0	0				0	0	
矢田部 達志 (49) 取締役		0	0		0	0		0	
高橋 寿明 (58) 取締役		0		0	0		0		0
岩城 孝章 (69) 社外取締役	0					0	0		0
岡崎 明 (67) 社外取締役	0			0	0			0	0

以上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般の状況

当連結会計年度における世界経済は、米国を中心に回復が継続したものの、夏場以降における新型コロナウイルス感染再拡大やそれにともなうサプライチェーン混乱の影響があったことに加え、ウクライナ情勢の悪化や原材料・エネルギー価格の上昇によるインフレの長期化が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いております。わが国経済は、海外経済の回復を背景に製造業での改善傾向が続きましたが、断続的な新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が制限されるなど、回復は緩やかなものとなりました。

当社グループの関連市場であるエレクトロニクス業界におきましては、長期化する世界的な半導体の供給不足などの影響が自動車生産において見られたものの、自動車の電装化および電動化の進展や設備投資の回復が継続したことなどにより関連部品の需要が増加しました。

このような状況の中、アルミ電解コンデンサ用セパレータは、年間を通じて車載向けや産業機器向けが好調を維持し、通信設備関連の需要も堅調に推移したこともあり、当連結会計年度の売上高は14,210百万円(前連結会計年度比2,247百万円、18.8%増)となりました。

機能材は、リチウムイオン電池用セパレータが好調に推移したものの、海外における風力発電向けの電気二重層キャパシタ用セパレータが減少したため、当連結会計年度の売上高は3,863百万円(前連結会計年度比91百万円、2.3%減)となりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は18,074百万円(前連結会計年度比2,155百万円、13.5%増)となりました。

利益面におきましては、原材料やエネルギー価格上昇の影響はありましたが、売上高の増加にともなう稼働率向上および効率的な生産推進の取組みによる原価率の低減などもあり、営業利益は4,066百万円(前連結会計年度比1,304百万円、47.3%増)、経常利益は4,232百万円(前連結会計年度比1,436百万円、51.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,918百万円(前連結会計年度比912百万円、45.5%増)となりました。

② 当連結会計年度における事業セグメントの状況

57 A	売上記	実績	前連結会計年度比		
区 分	金額(百万円)	構成比 (%)	増減金額 (百万円)	増減率 (%)	
セパレータ事業					
(アルミ電解コンデンサ用 セパレータ)	(14,210)	(78.6)	(2,247)	(18.8)	
(機能材)	(3,863)	(21.4)	(△91)	(△2.3)	
合 計	18,074	100.0	2,155	13.5	

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資として、主にセパレータ事業における環境関連設備、新本社屋の建設等をおこないました。これらによる設備投資の額は1,698百万円であり、所要資金はすべて自己資金で賄っております。

(3) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社四国銀行	1,021 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	978

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界経済およびわが国経済は、コロナ禍からの経済正常化により引き続き景気拡大が進展するものと思われますが、新型コロナウイルスの感染状況、サプライチェーンの混乱、ウクライナ情勢、エネルギー価格をはじめとする物価上昇などが懸念され、先行きは極めて見通しにくい状況にあります。

このような状況の中においても、主力のアルミ電解コンデンサ用セパレータは、先進運転支援システム(ADAS)普及による電装化率の上昇や電動化の進展による車載向け需要の拡大、半導体の増産投資や自動化・省力化などを背景とした産業機器向けの高水準な需要および通信設備関連の堅調な推移を見込んでおります。これらの市場に向け、高品質・高信頼性製品を安定供給できる当社の強みを活かして拡販と新製品開発に取り組んでまいります。機能材では、カーボンニュートラルの観点から拡大する環境関連市場に向け、リチウムイオン電池用および電気二重層キャパシタ用セパレータなど当社製品の強みを訴求し、需要拡大を図ってまいります。

また、アルミ電解コンデンサ用セパレータおよび機能材ともに、生産性改善によるコスト低減およびSCMの観点から原料の安定調達に継続して努めてまいります。なお、高知県内生産拠点との同時被災リスクの低い米子工場において、車載用途など高付加価値セパレータの生産能力増強、製品出荷までの各工程(抄紙〜裁断〜出荷)を完結できる体制を構築するための設備投資を計画しており、2024年7月稼働開始に向けて、安定供給体制のさらなる強化の取組みを進めてまいります。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

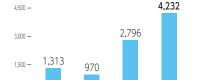
	区 分		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)
売 .	L ē	(百万円)	14,373	13,099	15,918	18,074
経常	損	(百万円)	1,313	970	2,796	4,232
親会社株主に帰り	属する当期純損益	(百万円)	1,495	691	2,006	2,918
1 株 当 た り	当期純損益	苗 (円)	139.00	64.27	186.50	271.26
総	章	(百万円)	22,482	22,304	25,025	26,163
純	資	(百万円)	14,252	14,710	16,600	19,331
1 株 当 た 1	ノ 純 資 産 額	(円)	1,325.03	1,367.56	1,543.30	1,796.35

(注) 2021年度(当連結会計年度)については、前記(1)事業の経過およびその成果に記載のとおりであります。

経常損益 (単位:百万円)

売上高 (単位:百万円)





2020年度

2021年度

(当連結会計年度)

総資産

純資産



1 株当たり当期純損益 (単位:円)



総資産・純資産 (単位: ADD)

2018年度 2019年度



1 株当たり純資産額 (単位:円)



(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、主としてセパレータに関する製品の開発・製造・販売をおこなっております。当社グループは、セパレータ事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。 当社グループが提供する主な製品は以下のとおりであります。

事業区分	主要製品
セパレータ事業	<アルミ電解コンデンサ用セパレータ> アルミ電解コンデンサ・導電性高分子固体コンデンサ用セパレータ <機能材> リチウムイオン電池・電気二重層キャパシタ・アルカリ乾電池用セパレータ

(7) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社 高知県高知市春野町弘岡上648番地

工場 本社工場 高知県高知市

安芸工場 高知県安芸市

南国工場。高知県南国市

米子工場 鳥取県米子市

② 子会社

NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア)

(8) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
443名	1名減

⁽注)使用人数は就業員数であり、臨時従業員28名は含んでおりません。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN.BHD.	9,649 干リンギット	100.0 %	セパレータ裁断加工

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 当社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 28,000,000株

(2) 発行済株式の総数 10,761,665株 (自己株式191,917株を除く。)

(3) 当事業年度末の株主数 9,184名

(4) 上位10名の株主

順位	株主名	持株数	持株比率
1	東京産業洋紙株式会社	1,000 千株	9.29 %
2	日 本 紙 パ ル プ 商 事 株 式 会 社	518	4.82
3	株式会社四国銀行	506	4.70
4	株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (三井住友信託銀行再信託分・王子マネジメントオフ ィ ス 株 式 会 社 退 職 給 付 信 託 口)	493	4.58
5	株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (三 井 住 友 信 託 銀 行 再 信 託 分 ・ 王 子 製 紙 株 式 会 社 退 職 給 付 信 託 口)	422	3.92
6	関 株 式 会 社	390	3.63
7	T M Y 株 式 会 社	370	3.45
8	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	255	2.38
9	山 岡 節 子	208	1.94
10	本 州 電 材 株 式 会 社	196	1.83

⁽注) 1. 4位の「株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・王子マネジメントオフィス株式会社退職給付信託口)」および5位の「株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・王子製紙株式会社退職給付信託口)」にかかる議決権の行使等の権利は、それぞれ委託者である王子マネジメントオフィス株式会社および王子製紙株式会社に留保されております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	5,190株	4名
社外取締役	_	_
監査役	_	_

(注)当社の株式報酬の内容につきましては、24頁事業報告「4 (4) 取締役および監査役の報酬等の額」に記載しております。

^{2.} 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3 当社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4 当社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

(2022年3月末現在)

地 位	氏 名	担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役会長	山 岡 俊 則		
代表取締役社長	近森俊二	社長執行役員	NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN. BHD. DIRECTOR
取 締 役	矢田部 達 志	執 行 役 員 営業部門統括 コンプライアンス担当執行役員	NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN. BHD. DIRECTOR
取 締 役	高 橋 寿 明	執 行 役 員 管理部門統括	
取 締 役	岩城孝章		高知空港ビル株式会社 代表取締役社長
取 締 役	岡 崎 明		
監査役(常勤)	鍋島宣彦		
監 査 役	寺 田 覚		
監 査 役	斉 藤 章		
監 査 役	河村清貴		

- (注) 1. 取締役 岩城孝章、岡崎明の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役 寺田覚、斉藤章、河村清貴の3氏は、社外監査役であります。
 - 3. 2021年6月16日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって、前田和秀氏は監査役を辞任いたしました。

4. 監査役の選任理由

地 位	氏 名	選任理由
監査役(常勤)	鍋島宣彦	直接会社経営に関与された経験はありませんが、監査室での長年にわたる職務経験により培われた知識・経験を有しており、また海外への出向経験もあることから、その豊富な経験と知識を当社の監査に反映できる人材と判断し、選任しております。
監 査 役	寺 田 覚	直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士として 専門的知識を有しており、その知識・経験を当社の監査に反映できる人材と 判断し、選任しております。
監 査 役	斉 藤 章	直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士として 専門的知識を有しており、行政機関における監査経験などを当社の監査に反 映できる人材と判断し、選任しております。
監 査 役	河村清貴	直接会社経営に関与された経験はありませんが、過去の職務経験により、高 い法令遵守の精神および中立性を有しており、社外監査役としての職務を適 切に遂行できる人材と判断し、選任しております。

5. 独立役員

取締役 岩城孝章、岡崎明、監査役 寺田覚、斉藤章、河村清貴の5氏は、当社との間に特別な利害関係がないことから独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断して独立役員に指定し、東京証券取引所に届け出ております。

6. 当社は、執行役員制度を導入しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)および監査役との間に、会社法第427条第1項の規定にもとづき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役および監査役を被保険者とした改正会社法(2021年3月1日施行)第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訴費用および損害賠償金 等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

	報酬等の総額				対象となる	
区分	(百万円)	基本報酬	短期 長期 インセンティブ報酬 インセンティブ報酬		役員の員数 (名)	
取締役	165	113	37	14	8	
(うち社外取締役)	(7)	(7)	(-)	(-)	(3)	
監査役	14	14	_	_	5	
(うち社外監査役)	(5)	(5)	(-)	(-)	(4)	
合計	180	128	37	14	13	
(うち社外役員)	(12)	(12)	(-)	(-)	(7)	

- (注) 1.長期インセンティブ報酬は非金銭報酬で、その内容は当社の株式であり割当ての際の条件等は、「(5) 役員報酬等の内容の決定に関する 方針等」のとおりであります。
 - また、当事業年度における交付状況は「2 当社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
 - 2.取締役の金銭報酬の額は、2021年6月16日開催の第91回定時株主総会において年額250百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)と決議しております。また、金銭報酬とは別枠で、同株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額として年額50百万円以内、これにより発行または処分される当社株式の総数を年50,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち社外取締役は2名)です。
 - 3.監査役の金銭報酬の額は、2021年6月16日開催の第91回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
 - 4.取締役会は、代表取締役社長近森俊二に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価をおこなうには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問機関がその妥当性等について確認しております。
 - 5.当事業年度未現在の当社役員の数は、取締役6名(うち社外取締役2名)、監査役4名(うち社外監査役3名)であります。
 - 6.上表には、2021年6月16日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)および監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。

(5) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、独立した社外取締役、外部顧問および管理部門統括者らで構成される報酬諮問機関の検討を経て、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の報酬等は、金銭報酬としての基本報酬、短期インセンティブ報酬および株式報酬としての長期インセンティブ報酬の3つの制度で構成する。

a.基本報酬に関する方針

基本報酬は、役位または役割にもとづく固定額に業務執行分の報酬等を加算して決定する。基本報酬の改定は、役位または役割が変更する場合を基本に、業容の変化や報酬水準の情勢等を勘案し、決定する。

b.短期インセンティブ報酬に関する方針

短期インセンティブ報酬は、役位別の標準額をベースに、年度業績(連結営業利益、売上高成長率等)、 職務執行の状況および貢献度等の定性的評価を考慮して決定し支給する。

c.長期インセンティブ報酬に関する方針

長期インセンティブ報酬は、譲渡制限付株式 (リストリクテッド・ストック) を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定する。

d.報酬等の割合および条件に関する方針

取締役(社外取締役を除く)の報酬等の構成比率は、概ね変動報酬比率(短期、長期インセンティブ報酬)が25%以上とし、役位に応じてその割合を設定する。また長期インセンティブ報酬の比率は中長期的な観点からの経営目標、課題への取り組みを重視し、10%以上となる構成とする。

e.報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の各報酬の種類別支給総額および個人別支給額は、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、報酬諮問機関の検討を経て、取締役会が代表取締役社長近森俊二に対し、各取締役の基本報酬の額および各取締役(社外取締役を除く)の担当部門の業績等を踏まえた短期インセンティブ報酬の評価配分の決定を委任しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価をおこなうには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問機関がその妥当性について確認しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	岩城孝章	高知空港ビル株式会社 代表取締役社長	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	区 分	氏 名	活動状況
取	締 役	岩城孝章	2021年6月16日就任以降開催の取締役会10回すべてに出席し、自身 の職務経験にもとづく知見から審議に必要な発言を適宜おこないました。
取	締 役	岡 崎 明	2021年6月16日就任以降開催の取締役会10回すべてに出席し、自身 の職務経験にもとづく知見から審議に必要な発言を適宜おこないまし た。
監	査 役	寺 田 覚	当事業年度中に開催した取締役会12回すべておよび監査役会13回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から審議に必要な発言を適宜おこないました。
監	査 役	斉藤章	当事業年度中に開催した取締役会12回すべておよび監査役会13回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から審議に必要な発言を適宜おこないました。
監	査 役	河村清貴	2021年6月16日就任以降開催の取締役会10回すべておよび監査役会 10回すべてに出席し、自身の職務経験にもとづく知見から審議に必 要な発言を適宜おこないました。

(7) その他当社役員に関する重要な事項

該当する事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当社の当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産 上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額は区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。
 - 3. 当社の子会社のうち、NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN.BHD.はDeloitteの監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法および公認会計士法等の関係法令に違反あるいは抵触等した場合もしくは公序良俗に 反する行為があったと判断した場合または監査役会が定める評価基準を満たしていないと判断された場合に おいて、監査役会はその違反行為等の事実にもとづき当該会計監査人の解任または不再任の検討をおこな い、解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査役会規定に則り、会計監査人の解任または不再任を 株主総会の付議議案とします。

6 当社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

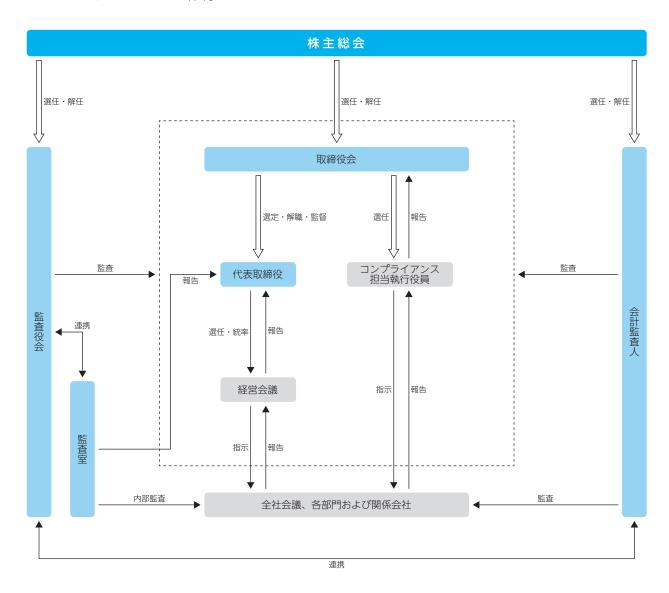
1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制に関する統括責任者としてコンプライアンス担当執行役員を選任し、コンプライアンス関連諸規定および教育研修制度を整備し、同体制の強化に取り組んでおります。
- (2) 各部門から独立した組織である監査室は、職務の執行が法令および定款等に準拠し適正・妥当かつ合理的におこなわれているかを検証するため、年度計画にもとづく内部監査を実施し 監査結果を経営トップに報告しております。
- (3) 部門間の内部けん制を働かせるため、各担当部門は、稟議制度の運用、社内規定の整備、人事管理、社内情報システム構築、情報開示および予算・実績管理等をおこなっております。
- (4) 使用人が、コンプライアンス上疑義がある行為等を認知した場合に相談および通報できる窓口として内部通報制度を導入・運用しております。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

関係法令等および社内規定にもとづき、取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理を 適切におこない、常時閲覧できるようにしております。

コーポレート・ガバナンス体制



3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) コンプライアンス担当執行役員は、当社グループのリスク管理およびコンプライアンスに関する体制の整備に取り組み、各主管部門と連携しながら、環境、品質および災害等にかかるリスクについて、リスクの特定、発生の未然防止およびリスク発生時における影響の軽減等をはかるよう推進しております。
- (2) 当社は、地域特性として大地震等の大規模災害が発生するリスクを抱えていることから、「従業員の安全確保」および「お客様への供給責任を果たし、信用・信頼を維持すること」をBCP基本理念とし、南海トラフ地震の被害想定を前提に、米子工場での生産体制等も含め、ハード面の整備にとどまらず、計画の実効性・実用性について評価・改善に取り組んでおります。

4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- (1) 毎月取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決議や各事業の進捗状況を審議確認しております。また、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、執行役員制度を導入しており、取締役会において選任された執行役員が、取締役会および代表取締役の統括のもと、自己の分掌範囲について職務を遂行する体制の整備をはかっております。
- (2) 執行役員が、その職務執行にあたり、対処すべき課題および取り組むべき方向性等について 意思統一をおこなう場として、経営会議を毎月、また必要に応じて適宜開催しており、機動 的な対応が可能な体制をとっております。
- (3) 中期経営計画については、経営会議において関連部門との連携のもと策定しており、単年度 の経営計画については、代表取締役の次期経営方針にもとづき各部門が新たな部門方針を策 定し、速やかに全社に周知するとともに、期初に開く経営計画発表会等を通じ当社グループ での共有化をはかっております。

5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社「行動規範」の精神をグループ単位で共有し、実践できる体制づくりに取り組んでおります。
- (2) 当社は、子会社の取締役から職務執行状況について報告を受ける等、子会社の職務執行を監視・監督しております。
- (3) 社内規定にもとづき、子会社は重要な投資案件等について、事前に当社の承認を受けることとしております。
- (4) 監査室は、子会社における業務の適正性に関し、内部監査を実施しております。
- (5) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計等会社の個性および特質を踏まえた内部統制システムを、自主的に整備することとしております。
- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社の事業形態および規模等から判断し、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、今後事業拡大等によりその必要性が生じた場合には、監査役の意向も踏まえ、合理的な範囲で配置することとしており、当該使用人が監査役の指揮命令に従うものである旨を周知徹底しております。
 - (2) 当該使用人の任命および異動等人事権にかかる事項の決定については、監査役の意向を反映させるよう配慮し、取締役からの独立性を確保しております。

7. 当社および子会社の取締役、使用人が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- (1) 監査役が必要に応じて取締役または使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査が実効的におこなわれることを確保するため、関連部門が監査役の業務を補助しております。
- (2) 子会社の取締役、使用人からの報告については、必要に応じて監査役へ報告する体制としております。
- (3) 内部通報の内容については、監査役にも報告する体制をとっております。

8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告をおこなった当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをおこなわないことを当社グループの役職員に周知徹底しております。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該 請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速 やかに当該費用または債務を処理することとしております。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には組織として毅然と対応し、これらの団体と関係のある企業とは一切取引をおこないません。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、関係機関および地域協議会等と緊密な連携をとり、法的な対応も含め、適切な対処をおこなうよう取り組んでおります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、次のとおりです。

- (1) 取締役会を12回開催し、経営に関する重要事項の決議や各事業の進捗状況を審議しました。 また、執行役員は、経営会議において対処すべき課題や進むべき方向性等について討議しま した。
- (2) 取締役、執行役員および各事業部門責任者で構成する月次報告会等を毎月定例で開催し、月間の活動状況および問題点ならびにその対応等の報告等をおこない、情報の共有化をはかりました。
- (3) 個人および組織のコンプライアンス意識の向上をはかるため、取締役・監査役、管理監督者 を対象としてコンプライアンスに関する研修を実施するとともに、コンプライアンスに関する広報誌を全社に公開し、周知徹底をはかりました。
- (4) 「企業倫理ヘルプラインに関する規定」にもとづき内部通報制度を運用し、運用状況を定期的に取締役会に報告しました。
- (5) 常勤の監査役は、取締役会、経営会議等の会議に出席し、重要事項の決議状況や業務の執行 状況の把握に取り組みました。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、顧客への安定供給体制の確保とエレクトロニクス産業の技術革新に対応して積極的な研究開発と生産設備投資のため内部留保の充実をはかるとともに、株主への利益還元を重視し、普通配当を安定的に維持することを原則としつつ、業績と設備投資の動向を勘案し増配または特別配当等により利益配分をおこなうことを基本方針としております。

⁽注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については四捨五入をおこなっております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:千円)

科目	当連結会計年度 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 前連結会計年度 (2021年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	15,351,291	14,555,754
現金及び預金	4,435,937	4,578,740
売掛金	4,705,341	4,788,163
商品及び製品	2,638,849	2,118,056
仕掛品	5,903	104
原材料及び貯蔵品	3,171,093	2,889,872
その他	394,166	180,816
固定資産	10,812,101	10,469,733
有形固定資産	9,496,215	9,228,137
建物及び構築物	2,782,770	2,625,760
機械装置及び運搬具	3,467,846	3,813,659
土地	2,063,108	2,038,476
建設仮勘定	857,697	421,796
その他	324,791	328,444
無形固定資産	112,681	63,929
投資その他の資産	1,203,204	1,177,666
投資有価証券	245,074	255,532
繰延税金資産	791,150	771,024
その他	187,980	172,110
貸倒引当金	△21,000	△21,000
資産合計	26,163,392	25,025,487

科目	当連結会計年度 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 前連結会計年度 (2021年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	4,888,190	4,979,982
支払手形及び買掛金	499,023	362,853
短期借入金	600,000	600,000
1年内返済予定長期借入金	839,928	964,964
未払金	909,293	1,107,362
未払法人税等	963,138	743,652
設備関係未払金	360,885	484,891
その他	715,921	716,258
固定負債	1,943,431	3,444,928
長期借入金	1,411,933	2,251,861
繰延税金負債	26,955	18,459
退職給付に係る負債	489,342	1,159,032
その他	15,200	15,575
負債合計	6,831,621	8,424,911
純資産の部		
株主資本	19,410,315	16,764,330
資本金	2,241,749	2,241,749
資本剰余金	3,956,510	3,942,071
利益剰余金	13,374,847	10,747,424
自己株式	△162,791	△166,915
その他の包括利益累計額	△78,545	△163,754
その他有価証券評価差額金	15,907	23,694
為替換算調整勘定	△57,316	△124,435
退職給付に係る調整累計額	△37,136	△63,013
純資産合計	19,331,770	16,600,576
負債純資産合計	26,163,392	25,025,487

連結損益計算書

(単位:千円)

科目	当連結会 (2021年4月 (2022年3月	∄ 1 ⊟から \	(ご参考)前 (2020年4月 2021年3月	
売上高	,	18,074,074	,	15,918,459
売上原価		11,923,047		11,322,590
売上総利益		6,151,027		4,595,869
販売費及び一般管理費		2,084,448		1,834,284
営業利益		4,066,578		2,761,584
益以代業営				
受取利息	6,467		1,826	
受取配当金	6,326		6,207	
為替差益	205,276		1,974	
受取保険金及び配当金	4,298		12,122	
助成金収入	2,240		31,317	
その他	13,345	237,953	15,504	68,953
営業外費用				
支払利息	3,677		5,522	
固定資産除却損	67,898		27,720	
その他	219	71,795	961	34,204
経常利益		4,232,736		2,796,333
特別損失				
減損損失	49,866	49,866	12,009	12,009
税金等調整前当期純利益		4,182,869		2,784,323
法人税、住民税及び事業税	1,284,836		789,249	
法人税等調整額	△20,821	1,264,015	△11,094	778,155
当期純利益		2,918,854		2,006,168
親会社株主に帰属する当期純利益		2,918,854		2,006,168

(単位:千円)

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	2,241,749	3,942,071	10,747,424	△166,915	16,764,330		
会計方針の変更による 累積的影響額			△927		△927		
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,241,749	3,942,071	10,746,496	△166,915	16,763,402		
当期変動額							
剰余金の配当			△290,503		△290,503		
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,918,854		2,918,854		
自己株式の取得				△277	△277		
自己株式の処分		14,438		4,401	18,839		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	_	14,438	2,628,350	4,123	2,646,913		
当期末残高	2,241,749	3,956,510	13,374,847	△162,791	19,410,315		

		A de transporter			
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	純資産 合計
当期首残高	23,694	△124,435	△63,013	△163,754	16,600,576
会計方針の変更による 累積的影響額					△927
会計方針の変更を反映した 当期首残高	23,694	△124,435	△63,013	△163,754	16,599,648
当期変動額					
剰余金の配当					△290,503
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,918,854
自己株式の取得					△277
自己株式の処分					18,839
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△7,786	67,118	25,876	85,209	85,209
当期変動額合計	△7,786	67,118	25,876	85,209	2,732,122
当期末残高	15,907	△57,316	△37,136	△78,545	19,331,770

計算書類

貸借対照表

(単位:千円)

科目	当事業年度 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 前事業年度 (2021年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	14,697,237	13,859,212
現金及び預金	3,797,626	3,894,999
売掛金	4,705,341	4,788,163
商品及び製品	2,638,849	2,118,056
仕掛品	5,903	104
原材料及び貯蔵品	3,171,093	2,889,872
前払費用	9,627	5,457
その他	368,795	162,557
固定資産	10,757,220	10,508,375
有形固定資産	9,144,185	8,970,701
建物	2,141,573	2,342,203
構築物	513,631	196,038
機械及び装置	3,254,883	3,673,022
車両運搬具	23,931	28,234
工具器具備品	211,810	219,906
土地	2,063,108	2,038,476
建設仮勘定	833,659	370,330
その他	101,587	102,488
無形固定資産	112,681	63,929
ソフトウェア	57,653	46,054
ソフトウェア仮勘定	53,153	16,000
その他	1,874	1,874
投資その他の資産	1,500,354	1,473,744
投資有価証券	245,074	255,532
関係会社株式	313,754	313,754
繰延税金資産	786,010	753,348
その他	176,513	172,110
貸倒引当金	△21,000	△21,000
資産合計	25,454,458	24,367,587

科目	当事業年度 (2022年3月31日現在)	(ご参考) 前事業年度 (2021年3月31日現在)	
負債の部			
流動負債	4,895,515	4,946,793	
買掛金	520,024	389,366	
短期借入金	600,000	600,000	
1年内返済予定長期借入金	839,928	964,964	
未払金	899,003	1,097,256	
未払費用	602,696	566,933	
未払法人税等	963,138	743,652	
預り金	29,434	28,272	
設備関係未払金	360,824	438,217	
その他	80,465	118,130	
固定負債	1,863,041	3,335,802	
長期借入金	1,411,933	2,251,861	
退職給付引当金	435,908	1,068,365	
その他	15,200	15,575	
負債合計	6,758,557	8,282,596	
純資産の部			
株主資本	18,679,993	16,061,297	
資本金	2,241,749	2,241,749	
資本剰余金	3,956,829	3,942,390	
資本準備金	3,942,349	3,942,349	
その他資本剰余金	14,479	40	
利益剰余金	12,644,206	10,044,072	
利益準備金	198,568	198,568	
その他利益剰余金	12,445,638	9,845,504	
別途積立金	7,173,525	7,173,525	
繰越利益剰余金	5,272,113	2,671,979	
自己株式	△162,791	△166,915	
評価・換算差額等	15,907	23,694	
その他有価証券評価差額金	15,907	23,694	
純資産合計	18,695,901	16,084,991	
負債純資産合計	25,454,458	24,367,587	

損益計算書

(単位:千円)

科目	当事業年度 (2021年4月 1 日から (2022年3月31日まで)		(ご参考)前事業年度 (2020年4月 1 日から 2021年3月31日まで)	
売上高		18,074,074		14,607,501
売上原価		12,023,698		10,372,237
売上総利益		6,050,376		4,235,263
販売費及び一般管理費		2,000,206		1,771,773
営業利益		4,050,169		2,463,489
営業外収益				
受取利息	30		751	
受取配当金	6,326		6,207	
為替差益	193,892		43,353	
受取保険金及び配当金	4,298		12,122	
助成金収入	2,240		24,446	
その他	11,520	218,308	13,428	100,309
営業外費用				
支払利息	3,677		4,293	
固定資産除却損	67,859		27,720	
その他	219	71,757	961	32,975
経常利益		4,196,720		2,530,824
特別損失				
減損損失	49,866	49,866	12,009	12,009
税引前当期純利益		4,146,853		2,518,814
法人税、住民税及び事業税	1,284,161		770,827	
法人税等調整額	△28,873	1,255,288	△74,740	696,087
当期純利益		2,891,565		1,822,727

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本	その他	資本	利益	その他利益剰余金		利益
		準備金	資 本 剰余金	剰余金合計	準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合 計
当期首残高	2,241,749	3,942,349	40	3,942,390	198,568	7,173,525	2,671,979	10,044,072
会計方針の変更による 累積的影響額							△927	△927
会計方針の変更を反映した 当期首残高	2,241,749	3,942,349	40	3,942,390	198,568	7,173,525	2,671,051	10,043,144
当期変動額								
剰余金の配当							△290,503	△290,503
当期純利益							2,891,565	2,891,565
自己株式の取得								
 自己株式の処分			14,438	14,438		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	_	14,438	14,438	_	-	2,601,062	2,601,062
当期末残高	2,241,749	3,942,349	14,479	3,956,829	198,568	7,173,525	5,272,113	12,644,206

	株主資本		評価・換		
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	△166,915	16,061,297	23,694	23,694	16,084,991
会計方針の変更による 累積的影響額		△927			△927
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△166,915	16,060,369	23,694	23,694	16,084,063
当期変動額					
剰余金の配当		△290,503			△290,503
当期純利益		2,891,565			2,891,565
自己株式の取得	△277	△277			△277
自己株式の処分	4,401	18,839			18,839
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△7,786	△7,786	△7,786
当期変動額合計	4,123	2,619,624	△7,786	△7,786	2,611,837
当期末残高	△162,791	18,679,993	15,907	15,907	18,695,901

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

ニッポン高度紙工業株式会社 取締役会 御中

> 有限責任監査法人 トーマツ 高 松 事 務 所

> > 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 越智慶太

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 池田哲也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッポン高度紙工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッポン高度紙工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業 倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たし ている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

越智慶太

ニッポン高度紙工業株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 高 松 事 務 所

指定有限責任社員業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 池田哲也

公認会計士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッポン高度紙工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫 理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法 人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と 計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重 要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を 喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、 将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が 作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および各工場において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の社長およびその他役員等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、 連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

ニッポン高度紙工業株式会社 監査役会

常勤監查役鍋島宣彦

監査役(社外監査役) 寺田 覚

監査役(社外監査役) 斉藤 章

監査役(社外監査役) 河村清貴

以上

メモ

第92回定時株主総会会場のご案内



← お車またはタクシーご利用

JR高知駅より 約35分 高知自動車道高知ICより 約45分 高知自動車道土佐ICより 約20分 高知龍馬空港より浦戸大橋経由 約50分

